

# 暮らしのお知らせ

申請が必要な人は忘れずに

## 学校給食費の無料化

市では、一定の要件を満たす場合に学校給食費を無料としています。市立中学3年生・義務教育学校9年生を除き、申請は毎年度必ずです。

申請方法 5月13日(月)当日消印

有効までに市ホームページ  
<https://www.city-narita.chib>



対象	要件(全てを満たすこと)	必要書類
市立中学3年生(義務教育学校9年生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>子が市立中学3年生(義務教育学校9年生)である</li> <li>生活保護制度で学校給食費の支援を受けていない</li> </ul>	申請不要
ひとり親家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 次のいずれかに当てはまるひとり親である(ただし、事実上婚姻関係と同様にあることが住民登録されている場合〔夫(未届)〕〔妻(未届)〕などは除く)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>A 離婚している、または未婚である</li> <li>B 配偶者が死亡している</li> <li>C 配偶者が生死不明(行方不明)である</li> <li>D 配偶者の暴力により裁判所から保護命令を受けている</li> </ul> </li> <li>② 子が市立小中・義務教育学校に通っている</li> <li>③ 原則として保護者と無料化の対象となる子が同一世帯で、市に住民記録がある</li> <li>④ 生活保護制度・就学援助制度で学校給食費の支援を受けていない</li> <li>⑤ 学校給食費の滞納がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の戸籍謄本(外国籍などで戸籍謄本がない場合は、婚姻の状況にないことを証明する書類(独身証明書など)と訳者名を記載した訳文)</li> <li>①のC,Dの場合 それを証明する公的な書類(いずれも3カ月以内に発行された物(コピー可))</li> </ul>
第3子以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>扶養している子のうち年齢を高い順に数えて3番目以降の子が市立小中・義務教育学校に通っている</li> <li>原則として保護者と無料化の対象となる子が同一世帯で、市に住民記録がある</li> <li>生活保護制度・就学援助制度で学校給食費の支援を受けていない</li> <li>学校給食費の滞納がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>扶養している小学生以上の子の保険証の写し(ただし、市立小中・義務教育学校に通う子は不要)</li> </ul>

[a.jp/kosodate/kyushoku\\_muryoh.html](http://a.jp/kosodate/kyushoku_muryoh.html)にある専用フォームから申し込む。またはホームページにある申請書と必要書類を郵送で学校給食センター(〒286-0011 玉造1-14)へ

※くわしくは同センター(☎27-9449)へ。

### 資産税課へ届け出を

#### 家屋の取り壊しなど

固定資産税は毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に、都市計画税は市街化区域内の土地・家屋の所有者に課税されます。登記されていない家屋の所有者変更や取り壊しがあった場合は、資産税課(市役所2階)へ届け出てください。

届け出がない場合、翌年度以降も課税されることがあります。

なお、登記されている土地・家屋の所有者変更などは、法務局へ届け出てください。

※くわしくは資産税課(☎20-1514)へ。

### 新たに1カ所を登録

#### なりた景観資産

市では、市民の皆さんから推薦を募り、成田らしさを感じられる良好な景観を望むことができる場所を「なりた景観資産」として登録しています。景観資産は随時募集していますので、お気に入りの場所を推薦してください。

令和5年度に登録された場所 2 松崎地区の田園景観

※くわしくは公園緑地課(☎20-1562)または市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/environment/index0656.html>)へ。

### 設置費と維持管理費を補助

#### 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、し尿や台所・洗濯などの生活雑排水を併せて処理する浄化槽です。

市では、合併処理浄化槽の設置や維持管理に係る費用の一部を補助しています。

単独処理浄化槽や、くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ設置替えを行う場合には、撤去工事費などの一部が補助額に上乗せされます。

補助を受けるには条件がありますので、必ず着工前に相談してください。

※騒音地域は特例により補助金の限度額が異なります。くわしくは環境衛生課(☎20-1531)へ。

### 整備工事に補助金

#### 共同墓地

市では、既存の共同墓地の整備工事に補助金を交付しています。

必ず着工前に環境衛生課(☎20-1531)へ相談してください。

対象墓地 2 区・自治会・管理組合・5世帯以上で管理する墓地

対象工事 2 墓地内通路・排水設備・塀・擁壁の工事など(20万円未満の工事は除く)

補助額 2 工事費の2分の1以内(上限150万円。騒音地域は限度額が異なります) ※くわしくは環境衛生課へ。

### 高校生相当年齢まで

## 子どもの医療費助成

高校生相当年齢までの子どもの医療費の一部を助成しています。

県内の医療機関などで保険診療を受けた際、子ども医療費助成受給券を提示することで、医療費の支払いが自己負担額のみになります。受給券の発行には申請が必要です。なお、中学校卒業後も引き続き助成を受けるには高校生等医療費助成の申請が必要です。注意してください。

**自己負担額** 入院1日200円、通院1回200円、調剤は無料  
(市民税所得割非課税世帯は入院・通院も無料)  
**申請窓口** 子育て支援課(市役所2階)、健康増進課(保健福祉館内)、下総・大栄支所

### 子ども医療費助成

対象 0歳児～中学生(15歳になつた後の最初の3月31日まで)

**申請方法** 市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page136500.html>)

または申請窓口にある申請書と必要書類を申請窓口へ

### 高校生等医療費助成

対象 高校生相当年齢(15歳になつた後の最初の4月1日～18歳になつた後の最初の3月31日)の子ども

**申請方法** 市ホームページ([https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page136500\\_00017.html](https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page136500_00017.html))

または申請窓口にある申請書と必要書類を申請窓口へ

### 受給券が使えなかった時は

県外の医療機関を受診したなどの理由で受給券が使用できなかった場合は、申請することで支払った

医療費と自己負担額との差額を受け取れます(申請期限は受診の翌月から2年以内)。

**申請方法** 市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/download/index0443.html>)

または申請窓口にある申請書と必要書類を申請窓口へ

### 水田・畑作農家の皆さんへ

※くわしくは子育て支援課(☎20・1538)へ。

### イノシシなどによる農作物被害防止

市では、イノシシなどによる農作物被害を防止するための、防護柵の購入費の一部を補助します。ただし、交付決定される前の購入費は対象外です。

**対象** 耕作面積が30アール以上または年間の販売金額が50万円以

上の市内の農業者

**補助額** 防護柵の設置にかかる費用の50パーセント(上限2万円)

**申請方法** 市ホームページ([http://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page0138\\_00063.html](http://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page0138_00063.html))

または農政課(市役所4階)にある申請書と必要書類を直接または郵送で同課(〒286・8585 花崎町760)へ

※くわしくは同課(☎20・1541)へ。

### 国の教育ローン

### 教育資金利子補給金交付制度

市では、国の教育ローンの融資を受けて高校・大学などに入学する人や在学している人、その親族に、利子の半額を補給します。

入学前でも申請できますが、交付決定前の利子は対象外です。

**対象** 国の教育ローンの融資を受け、次の2つの条件を満たす人

○市に1年以上在民記録がある

○市税を完納している

**利子補給期間** 交付決定された月から在学する最後の月まで(最長7年間。留年した年数は除く)

**申請に必要な物** 返済予定表、住民票(世帯全員の続柄が記載さ

れた物)、令和5年度分の市税納税証明書、印鑑、入学または在学を証明できる物

※くわしくは教育総務課(☎20・1580)へ。

### 未来へつなぐ農業のために

### 地域計画の策定

地域計画は、農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加といった問題の解決を目的として策定するもので、地域の農業従事者と、市、農業委員会などの関係者が一体となって作成しています。

今年度は、遠山・中郷・公津・大栄地区の農地を保有している人へのアンケート調査や話し合いにより作成を進めています。皆さんのご協力をお願いします。

※くわしくは農政課(☎20・1542)へ。

## 市長日誌



市長日誌は市ホームページでも公開しています

3月16日(土)～31日(日)

- 16日 日本自動車大学校卒業式
- 18日 ふれあいる一む21修了の会  
県弁護士会との災害時における法律相談等に関する協定手交式  
農業センター理事会  
議会運営委員会  
全員協議会
- 21日 経済環境常任委員会  
総務常任委員会  
3月定例市議会閉会
- 22日 防災会議
- 23日 かとり農業協同組合総代会  
企業版ふるさと納税感謝状贈呈式  
農業青年会議所総会
- 26日 東関東自動車道(仮称)成田スマートインターチェンジ建設促進期成同盟会総会  
成田北部土地改良区総代会  
行政改革推進本部会議  
市制施行70周年記念事業実行委員会  
成田市農業協同組合総代会  
職員退任式
- 29日 東京ガスとのカーボンニュートラルに係る包括連携協定締結式  
成田子ども名人戦  
イルミネーション点灯式
- 31日



イルミネーション点灯式で(31日)

今月の納期限  
4月30日(火)

### 固定資産税 (第1期)

※くわしくは納税課(☎20-1519)へ。

住宅地を除く全域で実施

有害鳥獣の捕獲

市では、農作物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲を行っています。

安全に努めて実施しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

鳥類

実施日

○成田地区：5月19日(日)・26日(日) 6月2日(日)

○下総・大栄地区：5月下旬～7月上旬の日曜日のうち3日間

実施時間

実施方法

獣類

実施期間

実施方法



福島 眞司氏

福島眞司氏を副市長に選任

3月定例市議会において、福島眞司氏を副市長に選任することに同意を得て、市では4月1日付けで副市長に選任しました。

福島氏は平成2年に建設省(現国土交通省)に奉職。国土交通省国土技術政策総合研究所道路交通研究部長、東日本高速道路株式会社建設事業本部付部長などを歴任しました。

よる捕獲

※天候などにより日程を変更する場合があります。くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

プラマークを目印に分別を

プラスチック製容器包装

市では、プラスチック製容器包装(白色の指定袋を資源物として回収し、リサイクルしています。対象となる物にはプラマークが付いています。

次のことに注意して分別してください。

○プラマークが付いていることを確認する

○中身は使い切るか、取り除く

○油などの汚れをきれいに洗い流



す

○汚れや臭いが取れない物は可燃ごみとして出す

アプリで収集日などを確認

スマートフォン

用アプリ「さんあ

る」を使うと、

ごみの収集日や分

別方法が簡単に分

かりますので、利

用してください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。



Android端末用



iPhone・iPad用

令和5年度の結果を公表

定期監査

令和5年度に実施した定期監査の結果を地方自治法第199条第9項に基づきお知らせします。

成田市監査委員 佐々木 宏之

同 岩下 豊久

同 上田 信博

対象部局 企画政策部ほか、全ての部局(市立小中・義務教育学校は別途実施)

実施期間 令和5年10月3日～6

年1月24日

方法 令和5年8月末現在(土木部、都市部は12月末現在)の財

務に関する事務の執行が、事務事業の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。監査に当たっては、提出された監査資料や提示された関係書類などを調査し、関係職員から口頭及び書面により説明を受けた

結果

各部局の財務に関する事務及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていると認められた。本年度

においては、新型コロナウイルス感染症が5月に5類に移行となり景気は緩やかな回復傾向にあるが、新たなまちづくりなど

多くの大規模事業を抱える一方で、義務的経費の増加や物価高騰の影響が続き、現状では財政

の健全性や弾力性が維持されているものの、将来的な財政運営

においては、厳しさが増すもの

と预料する。今後効率的・効果的な財政運営を行い、市民

へ十分に説明責任を果たされた

うえで財政の健全性維持に努め

られた

※くわしくは監査委員事務局(☎

20・1572)へ。

災害・各種情報を提供する「なりたメール配信サービス」へ登録を

屋外の防災行政無線の放送が聞き取りにくい場合や、外出している場合などでもメールで情報を受け取ることができます。登録は無料です。

配信内容=防災行政無線で放送する防災・消防・防犯情報など

対応言語=日本語、英語、韓国語、中国語(簡体字・繁体字)、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語

登録方法=右下のQRコードを読み取るか、登録用アドレス(t-narita@sg-p.jp)に空メールを送信して登録する

※防災行政無線の放送内容は防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)でも確認できます。くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス